別表「規則第四条第二号ロ前段」の項を次のように改める。

規則第四条第二号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）
	個人番号カード又は通知カード
	還付された個人番号カード又は還付された通知カード
	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）

別表「規則第九条第五項第四号」の項を次のように改める。

規則第九条第五項第六号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）
	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）

別表「規則第十条第三号ロ前段」の項を次のように改める。

規則第十条第三号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの に限る。）
	本人の個人番号カード又は通知カード
	本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード
	本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）

○文部科学省告示第二百二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月二十八日

文部科学大臣　馳　浩

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
シモンの家の宴	平成二十七年十二月二十八日	平成二十八年一月五日から同年四月七日まで	株式会社朝日新聞社企画事業本部 文化事業部長　堀越　礼子 東京都中央区築地五―三―二	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 平成二十八年一月十六日から同年四月三日まで
ノリ・メ・タンゲレ（我に触れるな）	同右	同右	同右	同右

館長　真室　佳武
東京都台東区上野公園八―三十六
株式会社ＴＢＳテレビ事業局文化事業部
部長　高橋　一世
東京都港区赤坂五―三―六